

(平成18年9月1日部長決裁)

平成24年4月23日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年6月28日一部改正

令和4年5月13日一部改正

令和5年4月3日一部改正

令和6年4月5日一部改正

豊見城市転倒骨折予防教室事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成28年3月29日告示第48号。以下「要綱」という。）に基づき、高齢者の生活の質の向上を目指し、ニーズや地域課題に応じた適切な生活習慣やセルフケアに関する指導及び運動指導等を実施し、運動習慣の形成及び維持を支援することで、日常生活の活動を高め、社会参加を促進する。また、介護予防啓発及び推進を図る目的で実施する豊見城市転倒骨折予防教室事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は豊見城市とする。ただし、利用者、事業内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者に対して、事業を委託するものとする。（以下「受託者」という。）

(名称)

第3条 豊見城市転倒骨折予防教室の名称は、「豊見城市骨コツ貯筋運動教室」（以下「教室」という。）と称する。

(実施場所)

第4条 実施場所は、教室が実施可能である施設のうち市長が適当と認めた場所とする。

(利用対象者)

第5条 対象者は、豊見城市内在住であり、かつ要綱第4条、別表中一般介護予防事業の対象者（1）と（2）とする。

(利用者)

第6条 利用者は、前条の利用対象者のうち、申込期間中に事業へ申し込み、健康上事業利用に問題のない者とする。ただし、実施場所の定員を超える場合等、選考が必要な場合については、市長が適当と認めた者とする。

(実施方法)

第7条 実施場所に講師を派遣し、日常生活においても可能な運動機能の維持及び向上に資するトレーニング及び介護予防に関する講話等を行う。

2 教室の実施回数及び期間は、仕様書に定められたとおりとする。

3 実施期間中は、利用者に事業保険をかけるものとする。

(自然災害や感染症の蔓延等が発生した際の実施方法)

第8条 前条第2項の実施回数及び期間について、自然災害や感染症の蔓延等が発生した際は、その動向を踏まえた上で、受託者は市と協議し、開催を決定する。

2 自然災害や感染症の蔓延等で教室が行えず、やむを得ない場合、利用者に対して、教室開催日に以下に掲げるいずれかの個別支援を行う。

(1) 電話

(2) 手紙

(3) 訪問

(4) その他

※状況に応じて自宅で行える運動の指導や情報提供等、利用者の運動等の取り組みの確認を実施し、利用者よって、臨機応変に支援方法を組み合わせることを可能とする。

(事業の従事者)

第9条 この事業は、理学療法士、健康運動指導士、介護予防運動指導員並びにその他指導経験者、看護師等により実施する。

(事業内容)

第10条 この事業は、加齢に伴う運動器の機能低下の予防や機能向上を図り、運動習慣の形成・維持並びに高齢者相互の交流を図り、社会参加促進につながることを目的としたプログラムを中心に行う。

2 事業内容は、仕様書に定められたとおりとする。

(利用料)

第11条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、送迎費等、利用者の自己負担が適当と認められる費用については、利用者の自己負担とすることができる。

(記録管理等)

第12条 受託者は、本事業の実施状況や利用者台帳その他必要な書類を備え、本事業に係る経理状況等を明らかにし、事業実績等について事業終了後速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業に関する全ての書類を、事業実施の翌年4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係規定に従い、別に定める「個人情報取扱特記事項」（契約書に添付）を遵守するものとする。

また、業務期間中および業務終了後において、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和 3年 6月28日から施行する。

附則

この要領は、令和 4年 5月13日から施行する。

附則

この要領は、令和 5年 4月 3日から施行する。

附則

この要領は、令和 6年 4月 5日から施行する。